

重要

先進的窓リノベ事業

子育てグリーン住宅支援事業

2025年9月15日以降に設置する 外窓・ドアに係る要件見直しについて

①以下に該当する外窓・ドアは、**いずれも補助対象になりません。**

※詳細は住宅省エネ2025CP
HPより引用

イ)外壁等に新たに開口部を設けて設置※する外窓・ドア

ロ)既存の開口部を拡張して設置する外窓

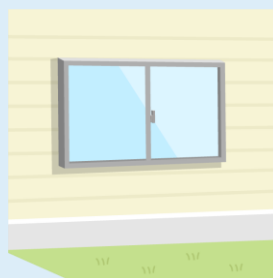
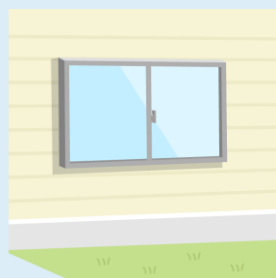
ハ)開口部の位置を変更して設置する外窓・ドア

※例外として増築に伴って開口部を有する外壁を撤去し、新たに設置する外壁に既存開口部と同規模・同数の開口部を設けて設置する外窓・ドアは補助対象となります。

(申請にあたっては、増築前後の外窓・ドアの位置・数および大きさが確認できる図面の提出が必要になります。)

イ)外壁等に新たに開口部を設けて設置する例

ロ)既存の開口部を拡張して設置する例

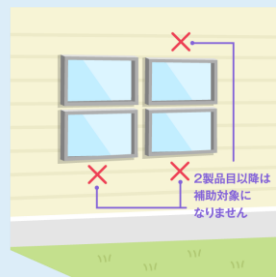
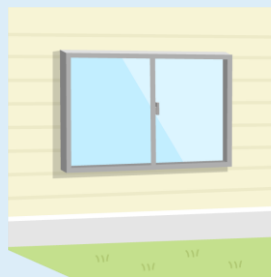


②既存の開口部における外窓・ドアの交換工事において、交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓・ドアを設置する場合は、**該当のサッシは補助対象になりません。**
(**既存サッシと同数まで補助対象になります**)

ただし、強度の制約から交換前の製品と同じ大きさのものを設置できず、
やむを得ず最低限に分割して製品を設置する場合は、設置した製品分を補助対象とします。
(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求め、確認を行います)

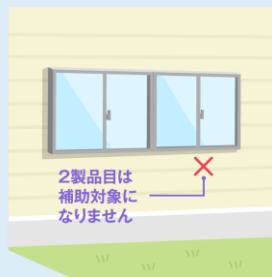
交換前のサッシの数より多く製品※を設置する例

・引違い窓2枚建(1製品)→FIX窓(4製品)



※製品数は、性能証明書の発行枚数で確認します

・引違い窓4枚建(1製品)→引違い窓2枚建(2製品)



③①②は、工事請負契約日および契約に含まれるリフォーム工事全体の工事着手日に関わらず、**2025年9月15日以降に交換・設置する外窓、ドアに適用します。**

ただし、BELS評価書または既存住宅性能評価書等の提出により、リフォーム後において**断熱等性能等級5を満たす住宅**については、①②に該当する場合であっても**補助対象とします。**

一つの開口部に複数の新しい製品を設置する②については、複数の新しいサッシの内の一部を本事業、一部を子育てグリーン住宅支援事業へ申請するといった申請はできません。(両事業を通じて、既存サッシと同数までが補助対象になります)